

中小企業・小規模事業者の皆様へ

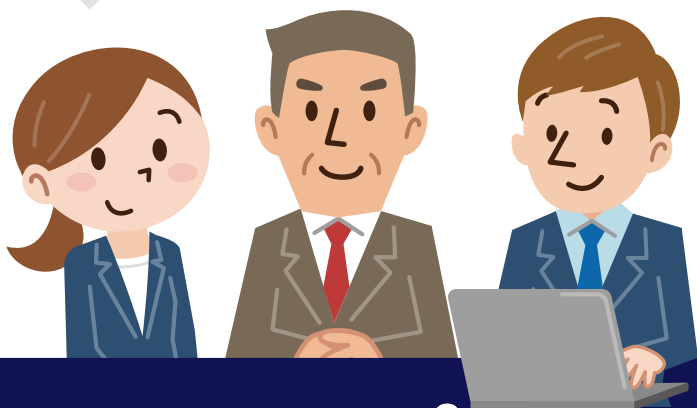
「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

令和6年度 厚生労働省 群馬労働局 委託事業（受託団体 株式会社タスクール Plus）

# 群馬働き方改革推進支援センター

事業主の皆様を **無料で支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- ✓ 運輸・建設業の2024年問題！  
どうしたら良いの？
- ✓ 同一労働同一賃金！  
よくわからない
- ✓ 業務効率化から始めたい
- ✓ 生産性向上で賃金アップ
- ✓ 時間外労働の上限規制
- ✓ 活用可能な助成金
- ✓ 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

**無料** 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し  
課題解決に向けた支援を行います。

**無料** セミナー・講師

気軽に参加いただけるWEB  
セミナーを多数用意しております。

**無料** 常駐相談

当センター内で電話相談や  
来所者相談を行っています。

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

## 群馬働き方改革推進支援センター

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋 26-9 八兵衛ビル 3階

電話

0120-486-450

ファックス

027-212-4718

E-mail

gunma@task-work.com

ホームページ

働き方改革推進支援センター



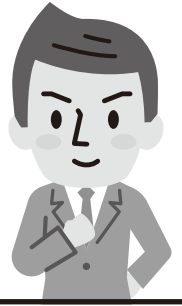
\*当センターには専用駐車場もございます。来所の際、ご案内致します。

\*実施期間：令和6年4月8日～令和7年3月31日

受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後6時

裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

# 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業の 事業主を専門家が無料でご支援します！



社会保険労務士などが訪問

ご希望の日時に対応

相談をご希望の方はお電話ください。

 **0120-486-450**

QRコードで申し込みの方

右記のQRをスマホで読み取り  
フォームを入力してください。



## 相談申込書 (以下を記入の上 FAXでお送りください)

 **027-212-4718**

申込日： 年 月 日

E-Mailの方は、[gunma@task-work.com](mailto:gunma@task-work.com) へ下記内容をお送りください。

事務所名・所属		
ご担当者名		
ご連絡先	住所	〒 -
	電話	( ) -
	Email	@
相談内容 (最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 (非正規社員の待遇改善) <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 (上限規制の対応含む) <input type="checkbox"/> 仕事と育児や介護の両立支援 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引き上げ <input type="checkbox"/> 職場風土 (ハラスメント防止等) <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 人材不足対応 (育成含む) <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則の見直し等 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	自由記述	
お答えの方法	<input type="checkbox"/> 専門家による訪問 <input type="checkbox"/> センターへの来所 <input type="checkbox"/> オンライン相談 <input type="checkbox"/> 電話・メール・FAXでの回答	

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。希望される専門家(HP参照)、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。